地方公共団体の支出の違法性についての検討 一監査委員に関わる支出を中心として一

紺 野 卓

A Review about illegality of Disbursements in Local Governments
—Focusing on Disbursements related to Supervisory Auditors—

Taku Konno

1. はじめに

地方公共団体が行う支出について、所謂官官接待の問題や地元住民等に対する接待等、その支出の妥当性についてはこれまでも裁判の場で度々争われてきた。

従来、地方公共団体が社会通念上相当と認められる範囲内の接待をすることは許容されると解されてきた(名古屋地判昭和46・12・24行裁集22巻11号2058頁、名古屋高判昭和50・2・10行裁集26巻2号155頁、千葉地判昭58・2・18判時1084号61頁、東京高判昭和62・6・29判自32号7頁、最2小判昭和63・11・25集民155号159頁など)。

その後、接待行政に関する許容性とその限界についての一般論を示したものとして最3小判平成元・9・5(集民157号419頁)がある。本件は、訴外組合を構成するA町の住民であるXが、組合管理者Yが岐阜県知事、岐阜県土木部長らを接待するために開催した宴会費用29万4,972円について、Yが発した支出命令が違法であるとして、Yに対して地方自治法242条の2第1項4号に基づき、公金支出によって同組合が被った損害の賠償を求めた住民訴訟である。

ここで最高裁は「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該普通地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されないものというべきである。そして、このことは、地方自治法284条1項所定の一部事務組合の管理者等の執行機関が行う接遇の場合であっても同様であって、これを別異に解すべき合理的理由はないものというべきである」との一般論を示している。

併せて最高裁は以上の一般論を踏まえた上で「…本件宴会は、訴外組合が、岐阜県当局者に対し右事業計画に関する要望を伝え、両者の間の意思の疎通を図る趣旨で、岐阜県当局者を接待するために設営

したものであって、その出席者は、岐阜県側から知事、土木部長、開発企業局長ら計6名、訴外組合からはY、町長ら計7名の合計13名であり、これに要した費用は、合計29万4,972円であるが、右費用には、料理飲食料等の15万7,492円のほかに、芸妓4名に対する花代である9万5,120円、右出席者の一部が宴会終了後引き続き二次会としてバーで遊興した費用である4万2,360円が含まれていた、…本件宴会に要した右費用は、訴外組合の管理者であるYの支出命令により、訴外組合の公金により支払われた、というのである。右事実関係によれば、本件宴会が持たれた趣旨は、訴外組合が岐阜県当局者に対し前記事業計画に関する要望を伝え、両者の間の意思の疎通を図ることにあったというのであるが、前記の本件宴会による接待が行われるに至った経緯、本件宴会に要した費用の総額、また、これに相当高額な芸妓花代も含まれていること、更には、二次会で遊興した費用までも訴外組合において負担していることなどの諸点に照らすと、本件宴会による接待は、訴外組合がその事務を遂行する過程で、社交儀礼の範囲にとどまる程度の接待を行ったという態様・内容のものであるとはいい難く、これを客観的にみて、岐阜県当局者に対する宴会による接待それ自体をその主たる目的とするものとみられてもやむをえない態様・内容のものであって、訴外組合が行う接待として社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものといわざるをえない…」と判示しその支出の違法性を認定している。

本稿では、以上の判例等の内容も前提としながら、地方公共団体の監査主体である監査委員に対してなされた支出についての違法性の有無について若干の検討を加える。

2. 監査委員に対する支出の違法性についての裁判例

(1) 大阪高判平成8・11・22 (判タ927号115頁)

本件は泉南市の支出した報償費および食糧費の支出が違法であるとして住民Xらが提起した市長公室 長である被告Yに対する損害賠償請求事件である。本件は、監査委員を被告とした裁判ではないが、地 方公共団体内における支出の違法性についての裁判上の判断を示す事案として、また具体的金額(本件 では6,000円)が基礎として示されているという点で参考になるため最初に取り扱う。

認定された事実によると、本件食糧費および報償費が支出された当時、既に泉州沖には関西国際空港の建設が進んでおり、関空への連絡橋は泉佐野市から空港北側部分に通じる連絡橋のみが計画されていた。このため、泉佐野市の南に位置する泉南市では、関空の経済効果を泉南市及びその周辺の地域に波及させるためには、泉南市から関空への連絡橋(南ルート架橋)の建設が行われ、これによって泉南市を含んだ関空の全体構想が策定されることが必要であると考えていた。そこで泉南市は、南ルート架橋や関空の全体構想の実現に対する取り組みなど関空建設にかかわる諸問題を処理する部署として、市長公室に空港対策室を設置した。

当時、南ルートの実現は相当困難であると認識されており、そのため空港対策室は、運輸省、大阪府などの関係上級官庁に対して、南ルート架橋に関する陳情を行ったり協議を申しいれたりした。これとともに、空港対策室は必要な情報収集を行う一方で、泉南市と同様に南ルート架橋の実現を求めていた和歌山市や周辺市町村とともに関空連絡会を結成し協議を行うなどしていた。

上記のような経緯の中、本件ではその支出された報償費および食糧費の違法性が争われたが、判決では、その両方について社会通念上不相当な額の支出であるとしてその違法性を認定し、被告Yに対して賠償を命じている。

ところで本件判決文中にも示された被告Yらの支出した具体的内容だが、報償費にかかる支出の一例として、例えば「支出番号四」とされているものなどは以下の内容が明記されている。

・交付年月:昭和63年12月ころ

· 交 付 先:関係機関

・支 出 名 目:南ルート検討に伴う関係機関への謝礼

· 支 出 金 額:41,400円

・交付目的物:ビール券20枚入り(13,800円相当×3組)

実際に上記内容に類似した支出が数多くなされているが、上記のような正確性を欠く記述ではその支出の正当性が明らかにされているとはいえない。判決では「右に判示したところを総合すれば、本件報償費支出は、裁量権を逸脱した違法なものというべきである。すなわち、本件報償費支出は、これが一定の行政目的のもとで行われたものと認めるとしても、情報・助言の内容や、同提供者の地位、氏名、その提供方法などが不明であるから、…関係機関などと抽象的に示されるものからの、これもまた抽象的な情報、助言と、これに対する報償としての交付目的物の価格との比較衡量をすると、…社会通念上不相当なものというべきである」と判示している。

また判決では、食糧費についても、「本件のように相手方の地位、氏名などが不明で、会議内容なども抽象的で具体的な事項が明らかにされないものについては、相手方は通常人で一般職員であるとみるほかない。この場合には、弁論の全趣旨により認められる指定職国家公務員の食卓料、泉南市職員の一般職の食卓料など諸般の事情に照らし、いくら多くても1人あたり6,000円までであって、これを越えるものについては、泉南市職員の裁量権の濫用であり、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した違法な食糧費の支出であるというべきである」としてその違法を認定している。

(2) 津地判平成10・9・10(判タ1016号127頁)

本件の争点の一つが、鳥羽市で開催された懇談会(以下、鳥羽懇談会)の支出について、二点目が、代表監査委員Y2、および監査委員Y3、Y4、Y5、Y6、Y7らが実施した横浜市監査委員事務局等への視察(以下、横浜市視察)について、それぞれ当該支出に違法があったとして、四日市市の住民であるXらが、四日市市の市長Y1らに対して市が被った損害について賠償を求めた住民訴訟である。

鳥羽懇談会は、平成7年3月23日、鳥羽市において、四日市市幹部23名、同市市議会議員25名、および代表監査委員である被告Y2らが参加した懇談会である。同懇談会では、懇談会費として市長交際費から92万8,142円、バス借り上げ費として四日市市秘書課の使用料から7万5,000円、議員の旅費として四日市市の議会費の旅費から22万250円、また代表監査委員Y2の旅費等については四日市市の監査委員費の旅費から7,980円が支払われた。

横浜市視察については、平成7年1月19日から20日にかけて、「監査事務等実施状況の視察」として 横浜市監査委員事務局等を訪問したものである。そこでは日当・宿泊費として監査委員費の旅費から10 万9.600円、交際費として監査委員費の交際費から5万5.576円の支出がそれぞれなされている。

本件では、上記鳥羽懇談会および横浜市視察に係るそれぞれの支出についてその違法性を判断している。

判決では、鳥羽懇談会について、「…鳥羽懇談会の目的は、市幹部と職員らが市政に関する意見交換を行うことにあったというのであるから、右懇談会の内容、行程、会場設定、懇談会に要した費用の総額等の諸点に照らすと、鳥羽懇談会による接遇は、四日市市がその職務遂行の必要上、社交儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行ったという態様・内容のものであるとは言い難く、これを客観的にみれば、市幹部及び議員らによる宴会・遊興それ自体をその主たる目的とするものとみられてもやむをえないも

のというべきである。したがって、鳥羽懇談会に対する支出は、四日市市の職務遂行に伴う支出とは認められず、右懇談会に関する支出は全体として違法であると解するのが相当である。なお、付言するに、被告Y8は、鳥羽懇談会の目的の一つには、任期を終えた議員らに対する感謝・慰労もあったと供述しているが、懇談会を主催した行政側の決裁資料には、件名として「市議会定例会終了後の懇談会」と書かれているのであって、右記載内容からは、議員らに対する感謝・慰労が会の主目的であったとは認められない。…また、仮に退職議員に対する感謝・慰労が懇談会の目的に含まれるとしても、懇談会の場所、内容、経費等に照らせば、鳥羽懇談会は退職議員に対する感謝・慰労の方法としては、過度・不適のものというべきである。したがって、鳥羽懇談会に関する、懇談会費、バス借り上げ費、議員の旅費、代表監査委員Y2の旅費の支出は、いずれも違法であると認められる」と判示した。

続いて横浜市視察について、原告Xらの主張では、「被告Y 2らは、平成7年1月19日から同月20日まで、監査事務実施状況の視察のために横浜市へ出張した。しかし、右視察は、予め質問事項を決めず、視察したい施設を横浜市に要望することもせずに行われたものであって、全く、行き当たりばったりの視察というほかない。被告監査委員らは、19日に横浜市の港の見学をしているが、港は四日市市の監査委員の仕事と全く関係ない施設であり、港の見学は観光としか考えられない。また、被告監査委員らは、20日には、横浜市の担当者の案内もなく、横浜市美術館、人形の家、山下公園、港、横浜市の町並みを見たというが、何の案内もなく見るのでは、観光旅行との違いは全くない。以上によれば、本件横浜市視察は、きちんとした目的もなく、不必要なものであると考えられるが、少なくとも、横浜市の担当者と別れた午後4時30分以降にはただちに四日市市に帰るべきであり、交際費の支出と宿泊は全く必要性のないものであることは明らかである。…結局、代表監査委員Y 2らの交際費、宿泊費、2日目の日当は、被告ら6名の慰安旅行に使われたというべきであり、少なくとも不必要な理由で費消されたもので、四日市市に返還する義務がある」と主張した。

上記原告Xらの主張に対して、裁判所は、その違法性についての判断はせず、住民訴訟に先立つXらによって提起された住民監査請求が、違法な財務会計行為が行われたあと1年以内になされるべき制限期間を経過して提起された違法な監査請求であったとして、住民の訴えを却下した。

裁判所による違法性の認定がないため、横浜市視察の支出に関して違法性の有無は判断はできないが、 少なくとも上記鳥羽懇談会においても、違法な財務会計行為を適正に監査すべき立場の監査委員自身が 被告となっているという点で監査委員自身の資質が問われるべき事案といえる。

(3) 大阪高判平成13・6・26 (最高裁HP)

本件は、町の監査委員のみが被告となっている事案であるため特に注目できる。原審(奈良地判平成12・12・20最高裁HP)によると、本件は、三郷町の住民である原告Xらが、同町の代表監査委員である被告Yに対して、Yが三郷町から合計5,400円相当の公金からの違法な昼食の提供を受けたことは、Yの三郷町に対する不法行為を構成するとして、Yに対し三郷町に同額の損害賠償を求めた事案である。

認定された事実として、Yは平成11年5月19日から同年9月22日までの監査遂行時に、三郷町の公金から1回につき600円相当の昼食を反復継続して提供を受け、合計5,400円相当の昼食を受けた。Xらは、平成11年11月11日に本件昼食の提供について住民監査請求をしたが、本件は監査委員の自己のことに関するとし地方自治法199条の2により除斥され、監査は行えないとして監査をせずに60日が経過した。

地裁判決では、「…その執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行する過程において、当該事務に直接必要な経費ではなくても、当該事務を円滑に処理する上で、第三者に対して、社会通念上許される範囲内の接遇を行うことは、右事務に随伴するものとして許容されるべきであると解されるから、

当該接遇が社会通念上許される範囲内のものと判断し得る場合には、その費用を公金から支出することも許される。…一方で、地方公共団体の事務を処理するに当たっては最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならず、その経費は目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないと規定されており、そのような法の趣旨をふまえるならば、右諸事情に加えて、当該接遇を必要とする行政事務の性質・内容、目的、効果等をも勘案し、社会通念上相当な範囲内にあると認められることが必要である」として公費支出についての一般見解を示している。

その上で同判決は、「…三郷町では本件昼食の提供が行われた前年である平成10年8月28日に、職員 が職務を遂行するに当たって、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立に関して遵守すべき事項 を定め、職務遂行の公正さに対する町民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に 対する町民の信頼を確保することを目的として「三郷町職員倫理規定(訓令甲第14号)」を制定し、そ の3条では、職員は職務に利害関係のある者との接触については、接待を受けることはもとより、本来 自らが負担すべき債務を負担させることや、一切の利益や便宜の供与(社会一般の接遇として容認され る湯茶の提供を除く)を受けることが禁止されているものである。…以上によれば、本件昼食の提供は、 監査業務に必要な経費でないことはもとより、監査業務の本来の性質、すなわち、三郷町の財務、事務 の執行の監査という本質にかんがみれば、監査委員が当該監査を受ける立場にある三郷町から継続的に 昼食の提供を受けている事態は、三郷町住民をして、監査委員による右監査業務に不当な影響を与えて いるのではないかとの疑念を生じさせかねないものとして、厳に避けるべきであり、そうすると本件昼 食の提供は、社会的に許容される範囲内の接遇とは到底認めがたく、本来三郷町の公金からの支出によっ てはならないものであったと言わねばならない。もっとも、本件昼食の提供は、1回につき600円であっ て、昼食代金自体としては決して高額ではないが、食事の提供は、前記三郷町職員倫理規定にいう「湯 茶の提供」を明らかに超え、人として通常必ず摂取する食事代金の提供を受けているに等しいものであ る (なお、監査委員には、三郷町の職員以上の倫理が要求されていることは言うまでもない)。以上の とおりであって、本件昼食の提供は、その性質・内容、目的、効果等を勘案すると、社会通念上相当な 範囲を逸脱した監査委員に対する接遇であって、三郷町の予算執行権限を有する財務会計職員の裁量を 逸脱した違法なものと言わざるを得ない。普通地方公共団体の予算執行権限を有する財務会計職員から、 その裁量を逸脱した違法な昼食の提供を受けたからといって、一般的には、違法な昼食の提供を受けた 相手側においても直ちに三郷町に対する不法行為責任を負うものということはできない。しかしながら、 被告は三郷町の監査委員として、財務会計上の行為を監査すべき立場にあるから、自己の昼食代が違法 に公金から支出されることを十分に知りうべきであったものであり、少なくとも、被告は本件昼食の提 供が、三郷町職員の違法な公金の支出として三郷町に損害を与えるであろうことを認識すべき義務があ り、被告は右注意義務に違反し、漫然と昼食の提供を受け、これにより平成11年9月22日までに三郷町 に対し、5,400円の損害を与えたものである」と判示し当該支出の違法性を認定している。

控訴審で大阪高裁はYの控訴を棄却しているが、判決ではYの控訴理由に鑑みて以下の理由を加えている。判決では、「Yは、本件対象機関である平成11年5月19日から同年9月22日までの間にYが監査のため登庁したのは月平均5回に及んでおり、これからみれば、本件対象期間中9回の昼食提供は極めて少ない回数であり、かかる程度の昼食提供によっては、監査業務に不当な影響を与えるものではなく、社会通念上許される範囲のものであると主張するので判断するに、当審においてYが提出した証拠によっても、本件対象期間である約4カ月間にYは監査委員の職務を行うために27回出勤したが、うち12回については職務が午後にまで亘ったところ、そのうち9回について本件昼食の提供を受けたことが認められるものであって、その回数、頻度に照らすときは、監査業務に不当な影響を与えることや影響

を与えるとの疑念を生ずることが全くないともいいきれず、社会通念上許される範囲のものであるともいえないから、Yの同主張は理由がない」と判示し改めて同支出の違法性を認定した。

下級審ではあるが、本判決は次の2点で注目できる判決である。まずは本件特有の前提として、三郷町は、「三郷町職員倫理規定」を制定し、例えば職員は職務に利害関係のある者との接触については、接待を受けることはもとより、本来自らが負担すべき債務を負担させることや、一切の利益や便宜の供与(社会一般の接遇として容認される湯茶の提供を除く)を受けることが禁止されていた。これを前提として判決が示すポイントの1点目は、「監査委員には、三郷町の職員以上の倫理が要求されていることは言うまでもない」と判示している点である。本件は監査委員による監査行為の実施内容に問題があった事案ではなく(違法な財務会計行為を発見、防止できなかった等)、監査委員自身が違法な公金の支出による利益供与を受けたケースだが、この場合においても、他職員よりも高いレベルの規範意識が課されることを示している。

2点目は、監査委員に対する違法な公金支出による利益供与が住民訴訟の対象となるとしている点である。すなわち本件において、住民訴訟に前置する住民監査請求では、監査委員は自己のことに関する監査請求のため監査は行えないとして監査をせずに60日が経過しているが、その後の住民訴訟では監査請求が適法に前置されていたか否かを判断することなく住民訴訟は適法なものとして審議されている。したがって、あくまで監査委員自身が直接に違法な公金の支出による利益供与を受けた事案に限定されることになるが、監査委員自身に対する住民訴訟は可能とする判断が示されている。

監査委員自身が直接に利益供与を受けるケース以外でも、例えば監査委員が適正な監査を実施していないために地方公共団体内の違法な財務会計行為を発見できないなどのようなケースでも監査委員自身を被告として住民訴訟の提起が可能かどうかはまた別の検討が必要となるが、少なくとも監査委員を被告とした住民訴訟が認められたケースとして重要裁判例といえる。本件は下級審であるため、確定的判断はできないが、他ケースにおいても監査委員を被告としての住民訴訟の可能性は排除されてはいないと考えるべきである。

(4) 東京地判平成10・6・19(判自182号19頁)

本件は東京都の住民であるXが、東京都の監査委員が都知事との意見交換を目的として開催した会見費用を公金から支出したのは違法であるとして都監査事務局総務課長Y 1、監査事務局長Y 2を被告として、都が被った損害の賠償を求めた住民訴訟である。

争点は2つあり、争点1は住民監査請求が本件知事会見開催から1年を経過してなされたことについて正当な理由があるのか否か、争点2は本件知事会見に伴う支出の違法性の有無についてである。

争点1について判決で示す事実関係は以下のようになる。Xは、平成7年3月8日、監査委員に対して、 平成6年4月1日から平成7年1月31日までの間の会議、懇親会等の会合に係る支出命令書等の公文書 の開示請求をしたが、監査委員は、平成7年5月8日、全部非開示とする旨の決定を行ったため、Xは、 同月18日、右公文書非開示決定の取消しを求めて提訴した(平成7年(行ウ)第103号事件)。

都知事は、平成7年10月13日、開示基準を定め、事業に関連する随時の協議、打ち合わせの際の飲食に要する経費については、実施年月日、支出金額、支出内訳、出席者数については開示し、会議等の名称、会議開催の目的、都の出席者については原則開示するが、相手方の肩書・氏名、会議等の場所、債権者名等については非開示とすることとし、会議費について、過去に全面非開示決定としたもののうち、現に争訟中のものについて、開示基準により開示できる部分については開示することとした。

監査委員は、平成7年12月25日、前記(平成7年(行ウ)第103号事件)の訴訟の対象に含まれる別

件知事会見に係る公文書の一部を開示したが、会議等の名称、開催の目的、開催場所、会議の内容及び 出席者名を非開示とした。

別件知事会見は本件知事会見と同様、本件ホテルにおいて開催されたものであるが、別件知事会見については34万7,468円、本件知事会見については31万2,488円の支出がされ、これに合致する会計書類が作成されていたものの、実際の支払額は、別件知事会見については28万5,001円、本件知事会見については27万9,811円であり、その差額は、平成8年2月14日に返還された。

監査委員は、平成8年2月15日、監査事務局が行った平成6年度の会議費の支出につき不正経理、過大支出があったとして謝罪会見を行い、その中で、別件知事会見の内容が明らかにされ、同月23日、別件知事会見の会議件名、開催場所を開示した。つまり、平成8年2月15日の謝罪会見までの間は、開示基準において原則開示とされている会議等の名称、開催の目的、都の出席者についても非開示としていたのであるから、仮に、原告が、本件知事会見につき公文書開示請求をしたとしても、監査委員は、平成8年2月15日の謝罪会見までの間は、会議等の場所、債権者名はもちろんのこと、本件知事会見の名称、開催の目的、出席者についても非開示としたものと推認できる。そうなると財務会計行為は日時と支出金額のみならず、使途との関係においてその当否、適否の判断が可能となるものであることからすれば、本件知事会見に係る支出負担行為、支出命令は平成8年2月15日まで秘匿されていたものというほかなく、Xはその1カ月以内である同年3月13日に本件監査請求をしているのであるから、本件監査請求が本件知事会見開催から1年経過後になされたことについて正当な理由が存する。このように、争点1について本件監査請求は有効であるとの判断が示された。

争点2については以下のようになる。知事会見の目的について、知事会見と同種の会議は、年に2回ないし3回の頻度で、監査の結果の中で特に重要な事項等を中心として、監査委員と知事とが意見交換することを目的として開催されているものであり、監査結果の円滑な実現を通じ、民主的・能率的行政の執行、都政の健全な発展という共通の目標を効果的に達成するため、相互に意思疎通を図る必要があることから実施されているものである。そして、本件知事会見は、財務監査などで監査委員が指摘した予算執行上の問題点等について意見交換を予定していたことから、予算案が審議される都議会の第1回定例会直前の時期に設定されたものであることが認められ、右事実に照らせば、監査委員と知事との意見交換の場を設けることは、その目的に照らし、地方自治体の事務に該当するものであるということができるとし、その目的についての違法性は排除している。

次に知事会見における会食及び会場の妥当性について、裁判所は、昼食が単価1万円のフランス料理のフルコースであった点について、必ずしも適当であったとはいい得ないものと考えられるが、限られた時間内に、忌憚のない意見交換の時間をできるだけ多くとれるようにするという観点からは、コース料理による昼食としたことにも一応合理的な理由が存するものということができるところ、コース料理の単価を1万円としたことが被告らの裁量の範囲を逸脱するとは認められない。同時に、昼食時に提供されたワインについても、会食参加者16人に対して4本という量であり、コース料理の一環と評価し得る程度のものと考えられ、Yらの裁量の範囲を逸脱するものとまではいい得ない。限られた時間内に会議、懇談、会食を効率的、効果的に実施するという観点から理由がないわけではなく、昼食をコース料理としたことについても、その単価の点はともかくとして、限られた時間内に、忌憚のない意見交換の時間をできるだけ多く取れるようにするという観点からは、一応の合理性が認められることは前記のとおりであるから、知事と監査委員との会見を都庁舎内の会議室で開催することが可能であったとしても、本件知事会件の会場を本件ホテルに求めたことに直ちに裁量権の逸脱あるものとすることはできないとし上記支出の違法性を否定した。

3. 裁判例から見られる法規範の方向性と課題

冒頭で取り扱った最3小判平成元・9・5では、「社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、…許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、…これに要した費用を公金により支出することは許されない」との一般見解を示している。同判例は地方公共団体内の支出ではなく対外折衝のための支出ということになるが、公金支出における許容性とその限界についての一般論を示す判例と解すことができる。

次に大阪高判平成8・11・22は、これは監査委員に関する支出ではないが、地方公共団体内での支出について、食卓料6,000円を超える支出が地方公共団体内でなされた場合には、違法な支出の可能性があるとの判断を示している。

監査委員に対する公金の支出について、大阪高判平成13・6・26は、三郷町の監査委員が監査遂行時に、三郷町の公金から1回につき600円相当の昼食を反復継続して受けていたことについて違法との判断を示している。本件で地裁判決は、三郷町は「三郷町職員倫理規定」を規定しており、同規定で示す受けることが可能な限度である「湯茶の提供」を明らかに超えているとした上で、加えて監査委員には三郷町の職員以上の倫理が要求されているとの判断を示している。

東京地判平成10・6・19は、東京都の監査委員が都知事との意見交換を目的として開催した会見費用を公金から支出したのは違法だとして、都が被った損害の賠償を求めた住民訴訟だが、本件では16名の参加者に対する昼食に28万円近くの支出がなされたわけだが、これについて地裁は、「必ずしも適当であったとはいい得ないものと考えられるが、限られた時間内に、忌憚のない意見交換の時間をできるだけ多くとれるようにするという観点からは、コース料理による昼食としたことにも一応合理的な理由が存するものということができる」と述べ、その違法性を排除している。

上記以外で、例えば関連する裁判例として松山地判平成11・7・7 (判タ1046号137頁)がある。本件ではいくつかの争点があるがその中の一つとして、町の監査委員に対する昼食代、懇談会費に対する公金支出の違法性の有無が争われている。

判決では、「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する職務を負っている(自治法199条1項)から、監査を受ける立場にある地方公共団体において、監査委員の右職務に不当な影響を与えると疑われるような利益提供をすることは許されず、その意味から、過度にわたる飲食物の提供を伴う接遇は厳に慎むべきであるといわなければならない。しかしながら、監査委員に対する監査の際の飲食物の提供を伴う接遇が一切許されないものではなく、その事務処理に随伴する接遇が、内容、回数、場所、金額等に照らし、社会通念上許される範囲を逸脱するとまではいえないものであれば、そのための公金支出をもって違法とまで評価することはできないというべきである」との一般見解を示している。

その上で、昼食代について、「…監査委員1人当たり1,030円の弁当代であり、その回数も月1回程度であって、社会通念上許される範囲を逸脱しているものとまではいえず、これに対する公金支出をもって、違法とまで評価することはできない」とし当該支出は違法ではないと判示した。また懇談会費について「…出席者が監査委員2名と町職員5名の合計7名で、支出額は1人当たり6,000円程度(合計4万2,640円)であり、年1回、決算の監査時のみに行われていることに照らすと、公費からの支出は決して望ましいこととはいえないが、これをもって社会通念上許される範囲を逸脱した違法な公金の支

出とまで評価するには足りないというべきである」とし、これについても当該支出の違法性を排除している。

以上を総括するに、例えば地方公共団体内で開催される懇談会等についての公金の支出について、社会通念上許される範囲の支出の具体的金額として大阪高判平成8・11・22は6,000円という金額を示しているが、これは社会通念上許される範囲の支出の水準を示す数字と評価できる。しかしながらあくまで下級審で示す数字であり、この金額があらゆるケースで通用するかというと当然にそうはならず、個別のケースに応じて当該支出の違法性が判断されることになる。

本稿では地方公共団体内における違法な公金の支出のうち、特に「監査委員」に関わる支出 (例えば 監査委員に対する昼食等)を検討したが、監査委員については他の職員等とは異なり一層高いレベルの 規範意識が求められることを裁判例は示している。

他方、例えば前記大阪高判平成13・6・26では監査委員に対する600円の昼食が違法であるとするのに対して、上記松山地判平成11・7・7では1,030円の昼食は違法ではないとしており下級審の判断にもばらつきがみられる。たしかに大阪高判平成13・6・26で扱った三郷町では「三郷町職員倫理規定」が規定されていたという個別事情もあるが、しかしながら租税からなる公金の重要性は全国で一律と考えられるため、その取扱いや判断に違いがあってはならないと思われる。監査委員に求められる資質も含めて今後示される可能性がある最高裁判決の判断が待たれる。